

公共基準点等使用要領

平成26年11月

網走建設管理部

1 要 旨

この公共基準点等使用要領は、網走建設管理部が道路敷地や河川敷地等、学校や公園等を占用して設置した「基準点や水準基標（以下「測量標」という）」の使用に関し、必要な事項を定めたものである。

2 公共基準点等の構成

(1) 公共基準点は、地上点及び金属標で構成される。

(2) 地上点等の構造は、次のとおりである。

1) 地 上 点 ――― 地下埋設のマンホール形式

2) 金 属 標 ――― 橋梁や擁壁等の構造物に設置した金属標等

3 使用の申請及び承認

(1) 測量標を使用して測量を実施しようとする者は、「測量標・測量成果使用承認申請書」（様式第1号）を使用予定日の10日以上前までに、公共基準点を所管する部署の長（以下、「部署の長」と言う）へ提出し、承認を受けなければならない。

(2) 部署の長は、前項の申請がなされ、その内容に支障がないと認めたときは、「測量標・測量成果使用承認書」（様式第2号）により測量標の使用を承認する。

4 使 用

(1) 測量作業者は、「公共基準点使用仕様書」（様式第3号）に従い使用すること。

(2) 使用する測量標が、民有地や学校の敷地に設置されている場合等、道路や河川等の敷地以外の場合は、立入予定表（様式4号）を作成し提出すること。立入予定期日前までに、測量作業者の責任において、敷地管理者から「立入許可」を得ること。

5 使用完了時の提出書類

(1) 測量作業者（水準基標測量を含む）は、測量標に異常を認めた場合は、「基準点・水準基標 異常報告書」（様式第5号）により報告すること。

(2) 公共測量の場合は、測量完了後に公共基準点の使用報告書（様式6号）と精度管理表（必要に応じて平均図）を提出すること。提出方法は、郵送可とする。
（基準点の精度維持に活用します）